

横浜市建築局建築工事監理委託業務成績評定要領

(総則)

第1条 横浜市建築局が所管する建築工事監理委託業務（以下「委託業務」という。）における成績評定の取扱いについては、別に定めるもののほか、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第9条の規定に基づきこの要領の定めによるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、横浜市建築局が所管する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受託者並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者とは、発注者と契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (2) 検査員とは、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第4条の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (3) 総括監督員とは、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第3条第2項に基づき業務を行う者をいう。
- (4) 主任監督員とは、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第3条第3項に基づき業務を行う者をいう。
- (5) 担当監督員とは、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第3条第4項に基づき業務を行う者をいう。
- (6) 建築工事監理とは、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の工事監理業務をいう。

(評定の対象)

第4条 この要領において評定の対象とする委託業務は、建築工事監理とする。

2 評定は、原則として当初契約時の1件の契約金額（消費税及び地方消費税を含む）が100万円以上の委託業務について行うものとする。

(評定者)

第5条 委託業務の評定は、①担当監督員・主任監督員、②総括監督員、③検査員（以下「評定者」という。）が行うものとする。

(評定の方法)

第6条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、

担当監督員・主任監督員については、お互いに協議して評定を行うものとする。

- 2 前項の評定を行う場合であって、検査の結果修補等が必要となった委託業務については、修補前の状態で評定を行うものとする。
- 3 建築工事監理の評定は、横浜市建築局建築工事監理委託業務成績評定考査基準により行うものとする。

(評定の時期)

第7条 評定者である①担当監督員・主任監督員及び②総括監督員は委託業務が完了したとき、③検査員は検査を実施したとき、それぞれ評定するものとする。

- 2 前項に規定する検査とは、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第3条(1)に規定する完了検査とし、同条(2)に規定する部分検査については評定を省略するものとする。

(評定書の報告等)

第8条 評定者は、評定を行ったときは速やかに建築工事監理委託業務成績評定書を作成し、建築局長に報告するものとする。

(検査結果の通知)

第9条 建築局長は、評定者から建築工事監理委託業務成績評定書の報告があったときは、当該委託業務の受託者に対して、検査の結果を建築工事監理委託業務完了検査結果通知書により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第10条 総括監督員は、前条の完了結果の通知をした後に、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正しなければならない。

- 2 建築局長は、前項の修正を行ったときは、当該委託業務の受託者に対して、建築工事監理委託業務成績評定結果修正通知書により速やかに通知するものとする。

附則

この要領は、平成21年3月25日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年9月1日から施行する。